

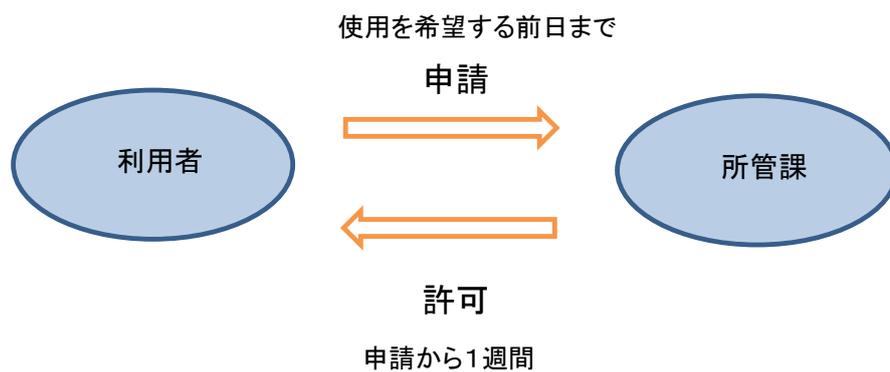
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 10

処 分 名	多目的競技場使用料の減免	
処 分 の 概 要	多目的競技場の使用料の減免を行う。	
根 拠 法 令 名	松山中央公園多目的競技場条例(平成16年条例第34号)	
条 項	第6条	
所 管 課	競輪事務所	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	1週間	
標準処理期間	計	1週間
判断基準	<p>松山中央公園多目的競技場使用料減免規定に該当する場合。</p> <p>【根拠法令等】 松山中央公園多目的競技場条例</p> <p>第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>松山中央公園多目的競技場使用料減免規定</p> <p>1. 松山中央公園多目的競技場条例第6条に定める使用料の減免をできるものは、下記の事例に該当するものとする。 (1) サイクルスポーツの普及、振興に寄与するもの (2) ファンサービスに関するもの (3) 松山市主催・共催ならびにその他松山市が携わる事業に関するもの (4) 集客のためのイベント等に関するもの</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。